

資料も配られ、制度の周知が図られました。

★提出いただくもの

- ・災害時要援護者台帳登録申請書

★登録の手続き

- ① 登録を希望される方は、連絡先（表面参照）に連絡して、申請書を受け取りに行くか、持ってきてもらってください。
- ② 申請書に必要事項を記入してください。（記入は、ご家族や関係者の方などでも構いません。また、連絡先となっている人が代筆することも可能です。）
- ③ 連絡先（提出先）に申請書を提出してください。
- ④ 提出された申請書をもとに、自主防災会など地域の関係者が災害時の避難支援について確認し、一人ひとりの避難支援計画を検討し、台帳を完成させます。
- ⑤ 完成した台帳の写しと、救急医療情報キット※を要援護者の方にお配りします。
- ⑥ 提出いただいた台帳情報を、市及び地域（自主防災会、民生委員・児童委員、消防団、社協支部等）で共有し、平常時の見守りや災害時の支援に活用します。

※ 救急医療情報キット

災害時要援護者台帳の写しや健康保険証の写し等をカプセルに入れたもので、各家庭で保管してもらい、緊急時にかかりつけ医や常用薬等の情報を救急隊員が把握することにより、救急搬送の際などに役立てることが出来ます。冷蔵庫のドアポケットで保管してもらいます。



★お願い

この制度は、日頃からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。登録されていても、大きな地震など災害の状況によっては、支援を受けられない場合があることをご理解ください。支援を希望される方ご自身も、常に“自分の身は自分で守る”という意識を持って、普段からできる限りの備えを行い、積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけてください。

【制度全般に関わる問い合わせ先】

姫路市役所 健康福祉局 保健福祉政策課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 Tel 079-221-2455 fax 079-221-2489

各組長さんには、それぞれの組において、支援の必要な方を把握していただき、災害の備えとしまし

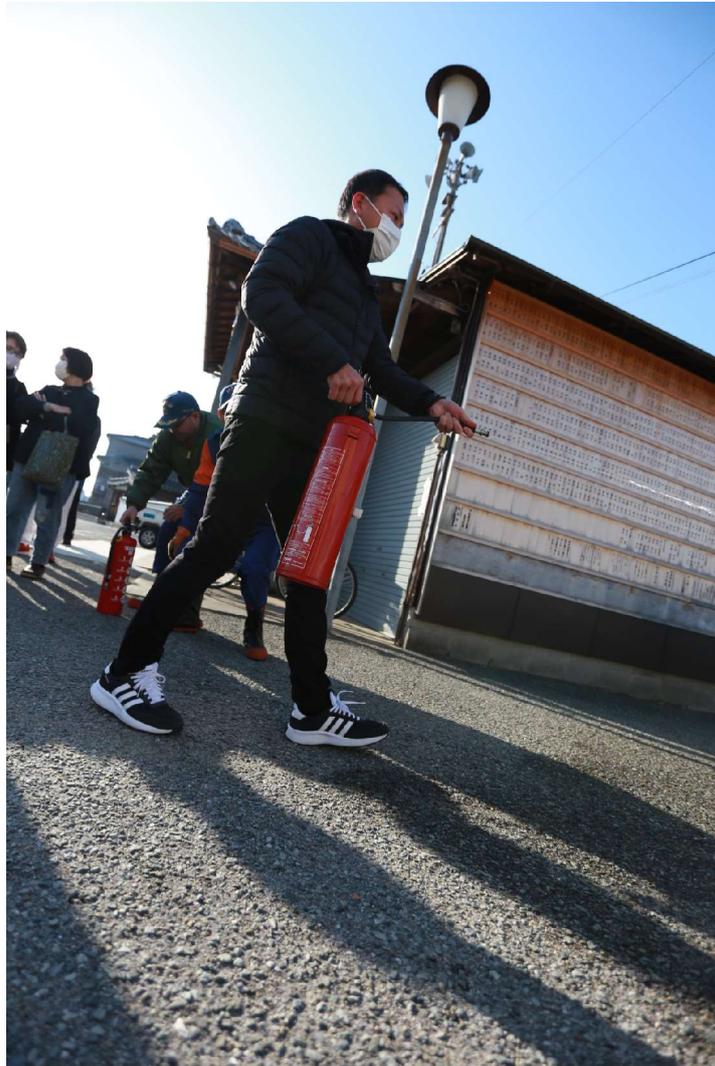
た。その後、屋外にて、消火器での消火訓練を行いました。













消火器の扱いとともに、購入から廃棄までの流れも教えていただきました。

購入はホームセンターや販売店をネット検索で調べられます。

廃棄は購入店の引き取りが基本。

家庭用の使用期限は5年。業務用で10年。

消火の際は手前から掃くように15秒程度の噴射時間。直接油に噴射すると、高温の油が勢いで飛び散って、より危険。

など、有益な情報をたくさん得ることができました。